

令和6年度 第3回豊橋市総合教育会議議事録要録

令和6年11月20日 開 催

豊橋市教育委員会

第3回 総合教育会議	
日時	令和6年11月20日(水) 午後2時00分～3時10分
場所	市役所東館4階 政策会議室
構成員	長坂 尚登 市長 内浦 有美 教育委員 中島 美奈子 教育委員 山西 正泰 教育長 渡辺 嘉郎 教育委員 西島 豊 教育委員
事務局	石川 和志 教育部長 鈴木 大介 教育政策課長 加藤 友治 教育会館長 ほか 9名 伴 健太郎 財政課長 鈴木 秀典 学校教育課長 多米田 悟司 生涯学習課 課長補佐
その他	傍聴人 13名

議事日程

協議事項

- 1 コミュニティ・スクールを活用した子どもの学びと地域のつながりの充実

その他

- 1 今後の協議事項について

連絡事項

次回開催日程 令和7年2月10日(月) 15:00～

(教育部長)

ただいまから、令和6年度第3回豊橋市総合教育会議を開催させていただきます。今回より長坂市長の出席となります。はじめに、市長より一言お願いいたします。

(長坂市長)

令和6年11月17日に市長に就任した長坂尚登と申します。総合教育会議に参加できることを楽しみにしておりました。本日はよろしくをお願いいたします。

(教育部長)

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の協議事項は、「コミュニティ・スクールを活用した子どもの学びと地域のつながりの充実」についてでございます。それでは、資料1を事務局から説明してください。

協議事項

1 コミュニティ・スクールを活用した子どもの学びと地域のつながりの充実について

■教育政策課主査 協議事項について資料説明

(教育部長)

それでは、説明に対する皆さまのご意見などをお聞かせいただければと思います。

(渡辺委員)

学校運営協議会と地域学校協働活動（本部）には、どういった方が参画しますか。

(教育政策課主査)

一般的な例として、学校運営協議会には、地域代表として校区自治会長が、保護者代表としてPTA役員などが参画します。

地域学校協働活動（本部）には、PTAなどの団体や学校の環境整備を手伝うボランティア団体、校区市民館を拠点に活動をしているサークルなど様々な方々が参画します。地域学校協働活動（本部）では、学校側からの要望に対し、これらの団体が一体となって、必要な時に必要な方が支援できる体制を整備します。

なお、学校運営協議会と地域学校協働活動（本部）に共通して参画する方もいらっしゃいます。

(渡辺委員)

説明にあった磯辺小学校で活動されているママの会およびオヤジの会は、学校運営協議会と地域学校協働活動（本部）のどちらに参画していますか。

(教育政策課主査)

地域学校協働活動（本部）に参画しています。加えて、磯辺小学校ではママの会とオヤジの会の代表者は学校運営協議会委員にもなっています。

(渡辺委員)

地域学校協働活動について、学校運営協議会が企画し、地域学校協働活動（本部）が実践を担うという認識でよいでしょうか。

(教育政策課主査)

その通りです。

(渡辺委員)

のびるん de スクールとコミュニティ・スクールはどういう関係性でしょうか。

(教育政策課主査)

のびるん de スクールは地域学校協働活動の一部となります。

(渡辺委員)

学校運営協議会や地域学校協働活動に小中学校の教員は参加しますか。また、のびるん de スクールに小中学校の教員は参加しますか。

(教育政策課主査)

学校運営協議会には、学校管理職が委員として参画します。一般教職員も委員として参加したりオブザーバーとして参加したりすることが可能です。

地域学校協働活動の場合、学校の教育活動として行われる場合は、教員は勤務として参加することになります。なお、就業時間外であれば活動ボランティアとして参加も可能です。のびるん de スクールも同様です。

(渡辺委員)

のびるん de スクールの活動が教員の業務の一部になってしまうと働き方改革が進まないため教員は参加しないという認識でしたが、活動ボランティアとしてのびるん de スクールに参加するのは構わないということでしょうか。

(教育政策課主査)

その通りです。就業時間外であればボランティアとして参加が可能な仕組みになっています。

(渡辺委員)

コミュニティ・スクールは重要な取り組みだと感じています。地域の実情に合わせながら、今後も積極的に進めていただきたいと思います。

(中島委員)

本市のコミュニティ・スクール導入率は、愛知県や全国平均より低いものの、実際にはこの数値以上に学校と地域が連携できていると思っています。

(教育部長)

本市では、コミュニティ・スクールを立ち上げなくても、昔から地域学校協働活動に取り組んでいる校区が多くあります。コミュニティ・スクールの実践を担う地域学校協働活動の実績が少ない自治体もある中、本市はコミュニティ・スクールを立ち上げさえすれば、実績の伴うコミュニティ・スクールとなります。

(教育長)

学校運営協議会を立ち上げれば、地域のそれぞれの団体の代表が協議会に参画し一緒に協議できるようになります。コミュニティ・スクールではない学校では、学校が考えたことに対して協力していただけるかどうか、地域の団体それぞれに教頭が連絡調整をしています。各校をコミュニティ・スクールに移行し、学校と地域の連携を一步先へ進めるべきだと感じています。

(西島委員)

全国的には、コミュニティ・スクール導入率を100%にすることを目的としているのですか。

(教育政策課主査)

その通りです。

(西島委員)

資料では学校運営協議会と地域学校協働活動が独立しているようにも見えますが、両者の連携の具体例を教えてください。

(教育政策課主査)

例えば、各種団体の代表が学校運営協議会の委員として協議に参加し、決まったことを所属団体に持ち帰って実践するということがあります。学校運営協議会委員は15名までという規則があるため、それぞれの団体の代表の方に参画いただいています。

(西島委員)

教育委員として学習指導研究発表会に参加した際、学校や教員の皆様の大変な努力や昔から変わってしまったところなど、初めて知ったことがあります。保護者としてこういう学校現場の実情を知るだけでも地域学校協働活動への意識が変わると思います。また、多くの市民の方々が、ボランティアや間接的な業務で学校に足を運べるようになることで、当事者意識が生まれ、さらなる活動のきっかけになる場合もあると思いますので期待しています。

どの地域でも恒久的にボランティアを確保することは難しいと思いますが、今現在、どのような方々が主に活動されていますか。

(教育政策課主査)

読み聞かせボランティアや学校環境の整備、ミシンのお手伝いなど、また地域の歴史を教えてくれるゲストティーチャー的な方もいらっしゃいます。他にも、低学年の体育の着替えや牛乳パックを開くお手伝いなどの特別な技術や知識が無くてもできるボランティア活動に携わっていただいています。

(西島委員)

地域の中で、ボランティアをできる人とできない人で格差ができてしまうという懸念があります。できる人の負担がさらに増えるのは本末転倒だと思います。そこで、既存のPTAやのびるん de スクールなどとは別の新しいカテゴリーの方々が関われるような仕組みになればボランティアの幅が広がり、格差もできないと思います。

コミュニティ・スクールは、教員の負担軽減のためだけのものと思われがちですが、新たな学校活動の可能性を模索できる仕組みでもあり、これによってより良い導入効果が出てくるものと思います。

(内浦委員)

学校、地域として困っていることがないから活動しないという場合があると思いますが、困っていることがないのは地域としてどういうことができるのかを知らないからだと思います。私は新川小学校の学習指導研究発表会に参加し、地域の人材や手間暇、目の数、助言の数などの多さに衝撃を受けました。他の地域の方は、新川小学校の活動を見れば、自分の地域でももっとできることがあると気づくことができるきっかけとなると思います。

また、各学校、地域が困っていることに対し、コミュニティ・スクール導入済みの4校がどのように実現しているかを個別具体的に共有できると良いと思います。

加えて、新川小学校のボランティアの招集と伝達のノウハウを豊橋市全域に共有できると、よりスムーズにコミュニティ・スクールを導入できると思います。

(教育長)

地域の代表がボランティアを積極的に募集するようになれば、ボランティア人数の増加やバラエティーに富んだ人脈が形成でき、どんな場面においてもボランティア参加していただけるように変わってくると思います。コミュニティ・スクールを進めるにあたって、このような地域の積極性があると良いと感じました。

(内浦委員)

コミュニティ・スクールの立ち上げを教育委員会がバックアップし、特定の方だけが負担を強いられるということがないような仕組みになればと思います。

(教育長)

地域の方々が協議するようになると、学校の敷居が下がり、子どもたちのために学校に協力しようという動きが出来上がっていくと思います。

そのためにもコミュニティ・スクールを一気に導入したいところです。徐々にしか進められないことに物足りなさを感じておりますが、着実に進めていきたいと思います。

(渡辺委員)

学校経営は校長が行い、それとは別に学校運営協議会があるという形でしょうか。

(教育政策課長)

その通りです。学校運営の基本方針は、校長の専権事項であることは変わらないため校長が作成しますが、学校運営協議会の熟議を通じて地域の方々の意見を踏まえた上で決定をし、学校経営を行っていくことになります。

(内浦委員)

コミュニティ・スクールによって児童生徒の主体性が伸びるという他市町村の事例があります。これがコミュニティ・スクールの一つの意義であると考えています。この市町村での熟議は、学校と地域と児童生徒が三者対等で行い、それぞれの課題や自分たちにできることを議論をします。コミュニティ・スクールに子どもたちが参加することで、子どもたちの主体性が大いに育ちます。これからの時代にはこういった能力が求められるため、地域との関わりを通じて主体性を育てることができる場として活用することも大事なことだと思います。

(教育政策課長)

学校運営協議会委員は、非常勤の特別職という位置づけで、報酬も発生するため、児童生徒が委員となることはできませんが、オブザーバーとして学校運営協議会の会議に出席してもらい議論を交わすことは本市コミュニティ・スクールでも行われており、内浦委員のおっしゃることも実現しやすくなっていると考えています。

(渡辺委員)

学校運営協議会の委員15人の中に児童生徒が入ることはないということですか。

(教育政策課長)

その通りです。

(内浦委員)

コミュニティ・スクールを初めて知った人に、コミュニティ・スクールは学校の忙しさを地域がボランティアとして手助けして解消する仕組みのように伝わることはいらないと思います。地域社会の一員として学校や地域に対して何ができるのかを地域社会とともに考えられる場がコミュニティ・スクールであるというメッセージも併せて伝えられたら良いと思います。

(中島委員)

コミュニティ・スクールになり学校が開かれた場になることで、教職員も授業の技術や子どもたちとの関わり方が磨かれることにつながります。

地域の方としても、教員の大変な面を認識することで、地域としてできることは何かを考えるきっかけになると思います。

皆が自分事として学校に関わり、皆が良いと思える学校になればと思います。

(教育長)

地域学校協働活動(本部)を校区市民館に置くことは可能でしょうか。

(教育政策課主査)

制限はありませんので可能です。

(教育長)

各学校に隣接している校区市民館に地域学校協働(本部)を置くことを考えても良いと思います。

(教育部長)

各小学校に校区市民館があるという本市の特徴を活かし、地域学校協働(本部)を校区市民館に常駐させることが一番良いと思います。

(教育長)

新川小学校のボランティア間の連携は、携帯電話を利用して行われているのですか。

(教育政策課主査)

そうです。また、隣接する校区市民館の会議室を利用することもあるようです。

(渡辺委員)

学校および地域において人手不足であるため、上手くITを活用していく必要があると思います。

(長坂市長)

学校運営協議会委員は15人までとのことですが、何により規定されていますか。

(教育政策課主査)

豊橋市学校運営協議会規則で規定しています。

(長坂市長)

市の方で変更が可能ということですね。15人以下でも構わないという認識ですか。

(教育政策課主査)

その通りです。

(長坂市長)

人選はどのように行っていますか。

(教育政策課主査)

各校長から委員を推薦していただき、それに基づき教育委員会が委嘱しています。

(長坂市長)

委員の公募はしていますか。

(教育政策課主査)

現状、公募を行っている学校はありません。

(長坂市長)

公募は行ってもよいのでしょうか。

(教育政策課主査)

制限はありませんので、行っても構いません。

(長坂市長)

校区内に居住する人しか委員になれないなどの制約はありますか。

(教育政策課主査)

基本的には、校区に居住する児童生徒の保護者や地域の方が対象となっていますが、学識経験者や特に学校運営に資すると認められる方については、校区内に居住している必要はありません。

(長坂市長)

校長の推薦だけでは、校長から見える範囲しか対象にならないという懸念があります。学校運営協議会委員に教員も含まれていますか。

(教育政策課主査)

その学校の校長と教頭、またその校区の中学校管理職の方は含まれています。

(長坂市長)

学校運営協議会とPTAとの主な違いは何ですか。

(教育政策課主査)

法的に校長へ意見を言えることが担保されている点が大きく違うところです。

(長坂市長)

学校運営協議会を立ち上げた学校での学校評議員制度の運用はどう変わりますか。

(教育政策課主査)

本市では、学校運営協議会を設置した学校の学校評議員制度は、発展的に解消することとしています。

(長坂市長)

学校運営協議会において、委員は学校側へ意見が言えるとのことですが、意見の言える範囲を教えてください。

(教育政策課主査)

学校運営について意見を言える範囲に制限はありません。例えば、学校が地域の資源を使って授業を展開したい際、どういった資源があるか学校運営協議会で意見を出し合い、整理していく場として使うことが可能です。

(長坂市長)

学習指導要領について意見を言うことはできないにしても、授業概要に意見を言うことは可能という認識でよろしいでしょうか。

(教育長)

その通りです。例えば、学習指導要領の1, 2年生の生活科では、植物を育てるという大きくくりで示されており、教科書の多くはミニトマトの栽培が掲載されていますが、校区にキャベツ農家がたくさんいれば、熟議を経てキャベツの栽培にすることも可能です。このように学習指導要領から逸脱せずに具体的なものを変えることができます。

(長坂市長)

愛知県のコミュニティ・スクール導入率も低い状況で、都道府県ごとでも導入状況に差があると思いますが、導入におけるメリット・デメリットを踏まえ、あえて導入を進めていない自治体はありますか。

(教育政策課主査)

基本的には導入を推進している自治体が多いです。導入状況は文部科学省が公表しています。

(教育政策課長)

他の自治体における導入のメリット・デメリットを示す調査等はありませんが、本市において導入が遅れる要因となっていたのは、すでに地域学校協働活動に取り組んでいる中で、コミュニティ・スクール導入により新たな負担を強いられるのではないかとという地域の不安の声がありました。また、学校運営協議会の委員は報酬が発生するため、どれだけの費用をかけた時にどれだけの成果が生まれるのかが懐疑的であったことが挙げられます。

なお、導入済み4校の実績を見ると、学校評議員制度の時期より成果が得られていることから、導入を積極的に推進していきたいと考えております。

(渡辺委員)

次年度導入予定の学校において、コーディネーターの確保はできていますか。

(教育政策課主査)

学校と調整しながら進めております。

(渡辺委員)

コーディネーターの有無で上手くいくか決まると思いますので、しっかり進めていただきたいと思います。

(教育部長)

ほかに何かありますか。それでは、本日の会議の総括を市長にお願いしたいと思います。

(長坂市長)

本日は、「コミュニティ・スクールを活用した子どもの学びと地域のつながりの充実」について協議させていただきましたが、忌憚のない意見が出てきて、大変有意義な意見交換ができたのではないかと思います。

ただいま協議させていただいた事項について、意見交換の内容を踏まえ、今後具体的な取り組みを進めていただきたいと思います。

連絡事項

- ・次回開催日程 令和7年2月10日(月) 15:00～

(教育部長)

以上で、令和6年度第3回豊橋市総合教育会議を終了します。ありがとうございました。